

(仮称) 第2期君津地域広域廃棄物処理事業に係る経過報告について

市民環境部

1 PFI法第6条による民間提案の実施結果について

(仮称) 第2期君津地域広域廃棄物処理事業基本構想の具体化に向けた検討を進めることを目的として、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(PFI法)第6条に基づく民間提案の募集を実施したところ1社からの提案があった。

提案の審査は、君津地域4市の企画、財政、環境部門の部長等12名で組織する民間提案評価委員会が行い、採用の可否について検討を行った。

その結果、本提案を採用することとし、平成31年3月26日付けで提案者に通知するとともに、平成31年3月28日に市のホームページ上で結果を公表した。

※【別紙資料 参照】

なお、採用された提案については、今後の実施方針の策定において、その内容を反映させることとなる。

2 協議会の設置について

木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、鴨川市、南房総市及び鋸南町の6市1町が、各市町の議会の承認を経て、協議会の設置に係る協議を行い、平成31年4月1日に木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、鴨川市、南房総市及び鋸南町広域廃棄物処理事業協議会(以下「協議会」という。)を設置し、平成31年4月2日に第1回協議会を開催した。

第1回協議会における主な協議事項

	案 件 名	協議結果の概要
1	会長の選出について	木更津市長が就任
2	職務代理の指定について	君津市長が就任
3	木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、鴨川市、南房総市及び鋸南町広域廃棄物処理事業協議会会議運営規程(案)について	協議会規約第15条第3項の規定に基づく、協議会の会議の運営に関し必要な事項を定めるもの。 主な内容 ・第2条(基本方針) 協議会は原則公開とする。ただし、出席委員の3分の2以上の賛成で、非公開とする。

		<p>・第5条（採決）</p> <p>会議の議事は、全会一致をもって決することを原則とする。ただし、意見が分かれた場合は、出席委員の3分の2以上の賛成をもって決する。</p>
4	協議会の事務に従事する職員の定数及び市町別の配分を定めることについて	協議会の事務に従事する職員は、木更津市2名、君津市1名、富津市1名、袖ヶ浦市1名、南房総市1名の計6名とする。
5	広域廃棄物処理事業6市1町部課長会議設置規程（案）について	6市1町が緊密な連絡・調整を図り、協議会の会議に付議すべき事項の協議を行うことを目的として、広域廃棄物処理事業6市1町部課長会議を設置する。
6	木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、鴨川市、南房総市及び鋸南町広域廃棄物処理事業協議会規約第16条第1項及び第18条第2項に係る関係市町の協議について	協議会は、木更津市の条例、規則その他の規程等の定めるところにより、その担任する事務を管理し、及び執行する。
7	木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、鴨川市、南房総市及び鋸南町広域廃棄物処理事業協議会プロポーザル方式実施規程（案）について	高度な知識や構想力、専門的な技術力を必要とする委託等の発注にあたり、プロポーザル方式実施規程を定める。

なお、協議会設置の届出は、平成31年4月17日に千葉県に提出している。

### 3 施設整備運営事業者の選定に係るアドバイザー業務委託について

協議会では、次期施設の整備及び運営を行う事業者を今年度中に選定する予定であり、そのため必要となる実施方針の策定、外部委員による事業者選定委員会の運営等を支援する事業者選定アドバイザー業務委託について、公募型プロポーザル方式による契約事務を進めている。

公募には、2社から参加意向の申出があり、現在、協議会の会長から任命された各市町の職員14名で組織する、プロポーザル審査会において審査を行っており、5月下旬には業務委託契約を締結する見込みである。